

フランス連結会計基準の国際的調和(16)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

45

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

22

(発行年 / Year)

2008-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007894>

〔論 文〕

フランス連結会計基準の国際的調和 (16)

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
3. フランス連結会計基準
 - (1) 連結範囲の決定基準
 - (2) 作成免除 (連結免除)
 - (3) 連結禁止・連結放棄
(以上第35巻第4号)
 - (4) 連結範囲に関する事例
 - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
 - (6) 連結会計の基本原則
(以上第36巻第2号)
 - (7) 個別計算書類の再処理
 - (8) 個別計算書類の義務的再処理
 - ① 同質性の再処理
 - ② 税法の適用だけのために行なわれた会計処理の影響の除去を目的とする再処理
(以上第36巻第3号)
 - ③ 繰延税金の会計処理から生ずる再処理
(以上第37巻2号, 第3号, 第4号)
 - (9) 個別計算書類の選択的再処理
 - ① 商法典およびプラン・コンタブル (PCG) により認められたオプション
(以上第38巻第1号)
 - ② D248-8条オプション
(以上第39巻第2号)
 - ③ 6条オプション
(以上第39巻第3号)
 - (10) 外貨換算会計
(以上第39巻第4号, 第40巻第1号)
 - (11) リース会計
(以上第40巻第4号)
 - (12) 連結計算書類の作成基準
 - ① 資本連結
 - 1) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書における資本連結の特徴
 - 2) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書の適用例
(以上第43巻第1号)
 - 3) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書の資本連結の問題点
 - 4) 1978年国家会計審議会 (CNC) 報告書案および1982年プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定
(以上第44巻第3号)
 - 5) 1970・80年代におけるフランス多国籍企業グループの資本連結処理
(以上第45巻第1号)
 - 6) 第一回連結差額の処理と無形資産の計上問題
(以上本号)
- 6) 第一回連結差額の処理と無形資産の計上問題
 - a. 論点整理
 - ① 1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) の連結会計規定
 - (1) 第一回連結差額の処理
 - 1) 原則法
既述のとおり, 1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) における1986年連結会計規定によれば⁽¹⁾, 第一回連結差額 (わが国の「連結調整勘定」に相当) は, 取得時点の被取得企業 (子会社) の取得原価と当該企業の自己資本における取得企業 (親会社) 持分部分との差額であり, 「評価差額」と「取得差額」に分解される (PCG, pp.

II. 143-144)。

評価差額は一定の識別可能資産に割当てられ、再評価に伴う自己資本の増加部分は取得企業持分と少数株主持分に振り分けられる（全面時価評価法の採用）（PCG, p. II. 144）。

評価差額は、割当てられた資産に適用される規則に従い、償却または引当金により減価の対象となる（PCG, p. II. 145）。

2) 簡便法の容認

第一回連結差額が評価差額と取得差額に分解できない場合、簡便法により全額を「取得差額」として計上することが認められる（PCG, p. II. 144）。

(2) 取得差額の処理

1) 取得差額の性質

取得差額は、特定の識別可能資産に割当てることのできない残余である。正の取得差額は連結B/S上資産計上され、負の取得差額は危険引当金に近いものとして、危険・費用引当金に計上される。負の取得差額の危険・費用引当金としての計上は例外的なものとされ、正の取得差額が存在する限り、これから減額するものとされる（PCG, p. II. 144）。

2) 正の取得差額の規則的償却

正の取得差額は、償却プランに従い、例外なく償却される（規則的償却）。償却期間は定められておらず、取得時に考慮した前提または目標を可能な限り合理的に反映しなければならないという条件が付されているものの、その決定は経営者に委ねられている。特殊な事情がある場合のみ償却プランに基づく償却費に加えて、減価引当金が設定される（PCG, p. II. 146）。

3) 負の取得差額の利益戻入れ

負の取得差額は、予想されかつ認識された子会社の低収益性を埋め合わせるためあるいは支配獲得時に予想され損益として認識された費用または割当て不能評価減価を填補するため、危険引当金の利益への戻入れが行われる。また、戻入れプランに従い損益に計上されることもある。戻入れの方式に関する詳細は、注記・附属明細書に開示されねばならない（PCG, p. II. 146）。

4) 取得差額の自己資本計上

例外的なケースとして、取得差額を自己資本に

計上することができる。この場合、注記・附属明細書に正当な理由を開示しなければならない（PCG, p. II. 144）。

② 論点

1986年 PCG 連結会計規定の施行後、第一回連結差額の処理に関して実務上の問題点が指摘され、これに対して種々の議論が展開された。第一回連結差額の処理に関する議論として、第一回連結差額の分解処理、簡便法の安易な採用、商標・ブランドなどの無形資産への計上の可否とその後の処理、危険・費用引当金の計上問題、取得差額の処理、規則的償却の場合の償却期間、自己資本計上処理などの点が挙げられた。

(1) 第一回連結差額の処理に係る議論

1) 簡便法の容認

既述のとおり、第一回連結差額の評価差額と取得差額への分解を行わず、安易に簡便法を採用する企業グループが多く見られた⁽²⁾。例外的な方法である簡便法があたかも原則であるかのような現状を放置しておくのか否か。簡便法の容認を継続するのか否か。

2) 無形資産の計上の可否

第一回連結差額の分解処理において、商標・ブランド等の無形資産を計上する企業が見られた⁽³⁾。このような無形資産の計上を容認するのか否か。容認する場合にはいかなる条件の下で計上を認めるのか。当該問題は、無形資産の一般的計上問題にも波及する極めて重要な論点となる。

3) 危険・費用引当金の計上

負の取得差額の危険・費用引当金としての処理は、PCGによれば正の取得差額が存在しない場合の例外的な取扱いとなっているが、その位置付けが適切なのか。むしろ、第一回連結差額の分解処理において、評価差額の一部として危険・費用引当金を認識の方が適切なのではないか。すなわち、被取得企業の取得原価の構成要素として捉えることの適否が大きな議論となる。

特に、取得側企業で取得に係る統合プログラムが策定され、被取得企業の大幅な事業再編、リストラ等が予定されている場合に、これらリストラ

費用を取得原価の構成要素として、つまり危険・費用引当金として個別化して計上できるか否かが論点となる。

(2) 無形資産のその後の取扱い

1) 無形資産に割当てられた評価差額の処理：償却説と非償却説

第一回連結差額の分解に基づき、評価差額の一部を無形資産に割当る処理を是認するならば、当該部分のその後の処理が大きな問題となる。

実際、既述のとおり、BSN グループとルイボトン・モエエネシーグループは第一回連結差額の一部を商標・ブランドに計上し、非償却処理を採用していた。しかも、これら資産の金額は多額に上っている。

無形資産に割当てられた評価差額部分は償却性のものか否か。この点が、個別計算書類における無形資産の一般的取扱いも含めて、極めて重要な論点となる。

2) 減価償却と減価引当

既述のとおり、評価差額は、割当てられた資産に適用される規則に従い、償却または引当金により減価の対象となる (PCG, p. II. 145)。

1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) によれば、減価償却とは「使用、時の経過、技術変化、その他のすべての原因から資産項目に生ずる価値の減少を会計的に認識することである。この価値の減少を測定することは困難であるから、一般に減価償却は、正規の償却の場合、資産の価値を予定耐用年数に配分することによって行われる。この配分は償却プランの形をとり、配分計算は種々の方式を用いて行われる」(PCG, p. I. 19)。

これに対して、減価引当金とは「その効果が不可逆的と判断されない原因から生ずる資産価値の減少を会計的に認識したものである」(PCG, p. I. 38)。

すなわち、減価償却と減価引当の相違はその減価が不可逆的か否かにある。前者は使用、時の経過、技術変化等により不可逆的と考えられるのに対して、後者は不可逆的なものと判断されない(可逆的)。また、前者は価値の減少を測定することは困難であり、従って機械的に配分計算を行うのに対して、後者は資産価値の減少を会計的に認

識できることが前提となる⁽⁴⁾。

しかし、第一回連結差額から割当てられる無形資産の処理に関して、PCG はルールを明確にしていない。

3) 償却説と非償却説

第1図表は、当時の無形資産に関する処理をまとめたものである。これによれば、商標・ブランドは減価引当について、販売網および市場シェアの二つは規則的償却を行うことの適否について議論が生じていたとがわかる。従来から計上されている「営業権」や「標識および商号」の処理をめぐっても論争が存在した。

第1図表 無形資産の処理

無形資産の性質	会 計 処 理	
	規則的償却	減価引当金
研究開発費	○	論 争
許認可に基づく営業権 (Concessions)	○	
特許権、ライセンス	○	
商標・ブランド		
製造方法、類似の権利・価値	○	
賃貸借権		
営業権 (fonds commercial)	論 争	
標識および商号	論 争	
ソフトウェア	○	
販売網	論 争	
市場シェア	論 争	
研修・教育費	○	

出所：Delesalle, F., Suivi comptable des écarts d'évaluation et de l'écart d'acquisition, Pratique françaises, étrangères et internationales, 1^{ère} partie, *Économie et Comptabilité*, n°180, septembre, 1992, p. 5.

個別計算書類における無形資産の会計処理は、関係する要素の永続性を保障する法的保護があるかないかにより異なるものとされた。すなわち、法的保護がある場合、規則的償却は行わないものとされた(非償却説)。偶発的減価が生じたときに、引当金(減価引当金)を通じて認識されるだけである。

これに対して、法的保護がない場合(特に営業権のケース)、いかなる規則も償却義務を規定していないので、この処理をめぐって論争が存在した。唯一の基準となる条項は1978年7月25日 EC 指令第4号(第34条-1aと第37条-2)であり、それは、最大5年の期間での営業権の償却を規定するが(償却説)、期間が当該資産の使用期間を超えない

こと、注記・附属明細書で正当な理由が記載されることを条件に、5年を越える期間（場合により究極的には無限）を認める選択権を加盟諸国に付与した。

当該選択権の付与にあたって、EC 理事会は、賃借権や商号のように特別の法的保護を受ける要素に関わるものでないことを明確にした。

フランスでは、PCGが営業権の使用の条件・方式を明確にすることなく、「営業権償却」勘定だけを設定した。そこで、営業権は法的に保護されない要素を含むのか否かという問題が提起された。同じ問題が連結計算書類のレベルでも提起される。

(3) 取得差額の処理

取得差額の最も適切な処理はいかなる処理か。この点が大きな論点となる。

1) 正の取得差額の処理方法：維持説と除去説

正の取得差額の処理に関しては、連結B/Sにおいて取得差額を維持するのかまたは除去するのかで意見が二分される。前者を維持説、後者を除去説と呼ぶことにする。

維持説では、取得差額は基本的に取得時の取得価額で連結B/S上の資産の部に維持される。これに対して、除去説では、一定の方法に基づき連結B/S上の資産の部から除去される。この方法には複数の方法が考えられる。いずれの処理方法を採用するかにより、財政状態および経営成績に対する影響は全く異なる。PCGは、既述のとおり、除去説（規則的償却）を採用した。

2) 維持説の根拠

維持説は、取得差額の連結B/S上からの除去を不要と考えるものである。その根拠としては、次のものが挙げられる⁽⁵⁾。すなわち、

- ・個別に識別された無形資産と同様に、もし毎年、取得差額の価値を検証できる場合には、減価償却（規則的償却）は適切な処理方法ではない。
- ・償却期間が恣意的に定められる。

である。

3) 除去説の根拠

除去説の根拠として、次の2つの理由が挙げられる⁽⁶⁾。すなわち、

- ・将来利益の資本化額としての取得差額
- 取得差額は、取得者がその取得から合理的に期

待した予想利益と考えられる。これら期待利益の実際の実現は、資本化された形態での資産の維持を否定するものである。そこで、期待利益の実現の程度に応じて取得差額を除去するのが適切な処理となる。また、期待利益が実現しないことがわかった時点で、即時の除去を検討すべきことになる。

・自己創設の無形要素の非計上

正常に活動している企業は「のれん (survaleur)」を生み出す。それは、いわゆる自己創設のれんであり、広告宣伝費、研修費等の支出により維持されると見られる。しかし、一般に、「自己創設のれん」の計上は制度的に認められていない。取得差額は自己創設のれんが取得により表に出てきたものであり、自己創設のれんの処理との整合性の点から、連結B/Sから取得差額を何らかの方法で除去すべきであると考ええる。

4) 除去説における除去方式

除去方式に関しては、除去が即時か一定期間か、損益計算書を経由するか否かにより、イ)一定期間にわたる規則的償却、ロ)自己資本に一定期間分割計上、ハ)費用に即時計上および二)自己資本に即時計上の4つの除去方式が考えられる。ロ)と二)の方法は損益計算書を経由しない方法である。

イ) 一定期間にわたる規則的償却

規則的償却は、損益計算書を経由して、一定期間にわたって取得差額を規則的に除去する方式である。当該方法は費用収益対応の原則の点から説明される。つまり、投資に固有のコストは当該投資予想期間にわたり、投資収益と対応させるために期間配分されねばならないという考え方が基礎にある。

PCGが当該方法を採用している。しかし、PCGは償却期間を明確にしていない。この点について、EC第7号指令は営業権の償却に係る第4号指令の規定に委ね、最大5年の期間としたが、PCGは、その構成要素が多様であるがゆえに、当該取得差額の明確な償却期間が事前に決定できないとする(PCG, p. II. 146)。例えば、流通分野では、当該取得差額は被連結会社の創造した営業権の価値を表している可能性があり、他方、製造業では、一般に、投資の価値の修正、特許権、企業の収益性に結びついた要素を含んでいるものと見られた。以上のことから、PCGは、採用すべき合理的な償却方式に係る

決定の責任を連結企業の幹部に委ねたのである。

ロ) 自己資本に一定期間分割計上

当該方法は、取得差額を一定期間にわたり自己資本に計上する方法である。イ)の方法と異なり損益計算書経由しないので、期間利益への影響を回避することができるが、自己資本に分割計上することの理論的根拠は十分なものではない。

ハ) 費用に即時計上

当該方法は、損益計算書経由して、取得差額を一時に全額償却する方法である。この方法と次の二)の方法は、即時全額除去の方法である。即時除去方式の考え方によれば、取得差額は取得コストを表しており、そのために即時に除去されねばならない。

自己資本に対するこれら二つの方法の影響は同じであるが、ハ)の方法は償却年度の利益に大きな影響を及ぼす可能性がある。

二) 自己資本に即時計上

当該方法は、取得差額を一時に全額自己資本計上する方法である。ハ)の方法と異なり損益計算書経由しないので、期間利益への影響を回避することができる。既述のとおり、当該方法はPCGおよびEC第7号指令により認められている。

フランスでは、企業再編成の取引において生じた「のれん」の合併プレミアムからの即時控除が推奨されたが、自己資本の即時計上はこれと同じ処理方法である。

5) 負の取得差額の処理方法

正の取得差額の処理と同様に考えられる。この場合、利益への戻入れまたは自己資本への加算となる。さらに非貨幣性償却資産から減額する方法

がある。この方法では、資産の簿価が減額される結果、償却資産の場合には減額された減価償却費を通じて、非償却資産の場合には将来の減額された売却原価を通じて、利益に計上されることになる。

既述のとおり、PCGは負の取得差額の計上を例外的なケースとし、計上する場合には危険・費用引当金として、一定期間（長期）に利益に戻し入れる方法を採用した（PCG, p. II.145）。また、例外的な処理方法として、即時全額自己資本計上を容認した。

(4) 取得差額の処理の国際比較

1) 正の取得差額

第2図表は、正の取得差額の処理に関して、1990年時点での国際会計基準（IAS）、EC会社法指令第7号、米国基準および日本基準を比較したものである。これによれば、いずれの基準も除去説を採用し、一定期間にわたり償却する方法を採用していたことがわかる。償却期間は最大5年から40年まで多様である。フランスは償却期間を定めないアプローチを採用している。

また、自己資本計上処理については、フランスはEC指令第7号の国別選択権（第30条）を行使して例外的処理ながら容認しており、この点でもIAS、米国および日本とは異なる。

なお、自己資本計上処理は、英国基準 SSAP 第22号（1984年12月）が優先的方法とした処理である。フランスでは、ロンドン証券取引所に上場していたラファルジュ・グループが当該処理を採用した（拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和（15）」『経営志林』第45巻第1号（2008年4月）参照）。

第2図表 正の取得差額の処理（1990年時点での国際比較）

会計処理方法	フランス	第7号指令	IAS	米国	日本
・資産計上－償却	○	○	○	○	○
・償却期間の上限	なし	5年 (例外あり)	5年 (例外20年)	40年	
・自己資本計上	○ (例外)	○ (選択権)	×	×	×

- ・フランスは1982年PCGの連結会計規定（1986年）第Ⅱ節2101、2102（pp. II. 144-145）。
- ・第7号指令はEC会社法指令第7号「連結計算書類」（1983年）第30条。なお、償却期間は最大5年以内であるが、正当な理由がある場合にはそれより長い期間（当該資産の耐用年数を超えない）での償却を許容（会社法指令第4号第37条第2項）。
- ・IAS（国際会計基準）はIAS第22号「企業結合」（1983年）の改訂に係るE32号（1990年6月）。E32号のこの取扱いは改訂IAS第22号「企業結合」（1993年）（par. 42）として確定。
- ・米国はAPB意見書第17号「無形資産」（1970年）（par. 28-29）。
- ・日本では、商法上営業権は5年以内、「連結調整勘定」は一般に5年間の均等償却。（筆者作成）

2) 負の取得差額

第3図表は、負の取得差額の処理を比較したものである。これによれば、いずれの基準も除去説を採用し、一定期間にわたり利益に戻入れる方法を採用していたことがわかる。IAS、米国など非貨幣性資産からの減額処理を採用するところも見られた。非貨幣性資産からの減額処理法は、非貨幣性資

産の公正価値の割合に応じて非貨幣性資産の価額を減額し、それでも負の取得差額が残る場合には、繰延利益として規則的に利益に戻入れる方法である。戻入れ期間は様でない。また、自己資本計上処理については、フランスは例外的処理ながら容認しており、この点でもIAS、米国および日本とは異なっていた。

第3図表 負の取得差額の処理 (1990年時点での国際比較)

会計処理方法	フランス	第7号指令	IAS	米国	日本
・非貨幣性資産からの減額	×	×	○ (優先処理)	○	×
・繰延利益・一定期間利益戻入れ	○	○	○ 5年最大20年	○ 最大40年	○
・自己資本計上	○ (例外)	言及なし	×	×	×

- ・フランスは1982年 PCG の連結会計規定 (1986年) 第Ⅱ節2101, 2102 (pp. II. 144-145)。
 - ・第7号指令は EC 会社法指令第7号「連結計算書類」(1983年) 第31条。
 - ・IAS (国際会計基準) は IAS 第22号「企業結合」(1983年) の改訂に係る E32号 (1990年6月)。E32号のこの取扱いは改訂 IAS 第22号「企業結合」(1993年) (pra. 49, 51) として確定。
 - ・米国は APB 意見書第16号「企業結合」(1970年) (par. 91)。
 - ・日本では、一般に5年間の均等戻入れ。
- (筆者作成)

b. 第一回連結差額の処理に関する諸見解 [I]

第4図表は、第一回連結差額の処理に関して、1988年から1994年頃までにフランスにおいて表明

された主要な諸見解をまとめたものである。これによれば、第一回連結差額の分解処理に関して、「原則法」を前提とした議論が展開されたことがわかる。

第4図表 第一回連結差額の処理に係る諸見解

諸 見 解	第一回連結差額の処理	取得差額の処理
S. バルトルチ (1988年1月)	・原則法 ・分解の努力により危険・費用引当金の計上	・短期規則的償却 ・自己資本計上処理否定的
証券取引委員会 (1988年1月報)	・原則法	・原因分析に基づく期間の規則的償却 ・株式発行による取得の場合に限定した自己資本計上処理の容認
P. シモン=A. ジロー (1988年11月)	特に言及なし	・自己資本計上処理の場合の適切な情報開示
証券取引委員会 (1989年報・1991年1月報)	・原則法 ・識別可能な無形資産の計上 (商標・ブランド等) の計上奨励, 計上要件を提示・周知	・事前見積期間による規則的償却
国家会計審議会 (1990年1月15日付意見書)	・原則法 ・識別可能な無形資産の計上要件を提示, 計上義務付け	・規則的償却 ・自己資本計上処理否定的
J. ドゥニ (1992年3月)	・無形資産の計上実態を調査 ・無形資産に係る非償却説	・規則的償却, 取得時の投資評価の前提を考慮した償却期間
F. ドゥルサル (1992年9月)	・原則法を前提とした議論 ・無形資産に係る非償却説	・規則的償却 ・自己資本計上処理否定的
証券取引委員会 (1994年報)	・無形資産の評価および減価認識に関する考え方を提示	・規則的償却, 取得時の前提条件・目標を反映した償却期間

(筆者作成)

また、第一回連結差額（連結差額）を分解する過程で、評価差額の割当ての一環として、リストラ費用引当金や非再建危険引当金等の「危険・費用引当金」の計上（S. バルトルチの議論）、商標・ブランド、販売網、市場シェア等の無形資産の計上（1989年報以降の証券取引委員会見解あるいは国家会計審議会1990年1月意見書）が議論されるが、全体としての議論は、無形資産の計上問題に収斂していった。

この無形資産の計上問題の議論は、国家会計審議会（CNC）での議論を経て、プラン・コンタブルの連結会計規定に反映されることになる。また、危険・費用引当金の計上問題は、リストラ費用引当金の問題として国家会計審議会でも議論される。

さらに、取得差額の処理については、原則法に基づく第一回連結差額（連結差額）の分解により、残余としての性質を前提に議論が展開され、いずれの見解も除去説・規則的償却を支持し、自己資本計上処理については否定的である。唯一、証券取引委員会が株式発行による取得の場合に限定して適法とする見解を表明した。

規則的償却の場合の償却期間については、取得時の取得プロジェクトにおける前提条件や目標を考慮して、合理的に算定すべきものとの考え方が一貫して支持された。次に、これら一連の諸見解を取り上げてみたい。

① S. バルトルチの見解

S. バルトルチ（Serge, Bartolucci）は、1986年度決算の実態調査から、当時の規則および実務が非常に多様であること、この原因として第一回連結差額の性質が曖昧であること、また、簡便法処理を採用する企業が多く、当該処理に関する情報開示も不十分であったことを指摘した。

S. バルトルチは、原則法に基づく第一回連結差額の割当ておよび割当不能残高の当初処理に焦点を当て、結論として以下の点を主張した⁽⁷⁾。すなわち、

- i) 第一回連結差額は、まず、固定資産に対応する部分、危険・費用引当金に対応する部分に分解する形で分析することが必要不可欠である。

- ii) 評価差額の関係固定資産への割当て後の残高がマイナスである場合、当該マイナスの残高部分は、（リストラ）費用引当金あるいは（非再建等の）危険引当金に対応するものである。次年度以降、目的のなくなった危険引当金部分は、利益のリサイクルを回避するために自己資本に直接計上される。

- iii) 以上の割当て後なおプラスの残高がある場合、当該残高部分は「取得差額」として処理される。取得差額は、純粋に無形固定資産の性質を有するものである。それは、取得時に設定した目標に従い、取得側の取得に係るプロジェクトの中で超過利益を生み出す被取得企業の能力を評価したものである。それは、比較的短い期間にわたり償却すべきであり、また、自己資本に直接計上するのは可能でない。

以上である。S. バルトルチの主張の特徴は、特に、第一回連結差額の危険・費用引当金への分解と、取得差額の処理における「短期間規則的償却」の支持および「自己資本控除処理」の否定にある。これらの点について、同氏の見解を検討してみよう。

(1) 危険・費用引当金への分解

S. バルトルチは、引当金の計上を負の取得差額の問題というよりも、むしろ第一回連結差額の分解における引当金項目への割当問題と考える。取得差額の概念は、割当て不可能な残額と考えられるのに対して、リストラ費用引当金または非再建危険引当金は第一回連結差額の分解から生ずる。

S. バルトルチは、危険・費用引当金に関わる状況として、1)被取得企業のB/Sに計上された引当金に過大見積または過小見積が存在する場合、2)取得側の取得プロジェクトにおいて、例えば従業員の解雇や工場の移転等のように被取得企業の事業を再編成する計画が組み込まれている場合、および3)不安定な収益性を理由に子会社株式が当該会社の再評価純資産を著しく下回る金額で取得された「低取得価額」の場合の3つを挙げ、各状況における引当金処理の問題を検討している。

ここで重要なのは、2)と3)である。2)の場合、事業再編成から生ずると予想されるコストに対し

て、「リストラ費用引当金」といった引当金を設定すべきとする。

3)の場合、一般に、収益性の不足に対する引当金または将来の経営損失に対する引当金を設定できないと考えられていたが(例えば、「これら各種偶発的引当金または非特定の一般的危険引当金は積立金の性質を有するものとみられねばならない」(COB, *Bulletin mensuel* n°178, février, 1985)), 同氏は、一定のケースでは「非再建危険引当金」を計上し、比較的短期に規則的に成果に戻入れるべきとする。

S. パルトルチは、3)の場合の株式取得に係る「低取得価額」の解釈として、「成功しないリスク」を評価したものと考えるのが最良であるとする。当時、COB等により容認されていた「特定化された一般危険引当金」に近いものと考えられるからである(COB, *Bulletin mensuel*, n°178, février, 1985)。

このような理由から、同氏は3)の場合に負の取得差額として処理するよりも、第一回連結差額の分解から生ずるものとしての引当金計上を支持する。しかも、取得差額は割当て不能な残余的性質のものであるのに対して、この場合の危険引当金はある程度識別可能なものと考えられる。

(2) 取得差額の当初処理

1) 取得差額の性質

S. パルトルチによれば、「取得差額が無形固定資産であることは明瞭である」(Bartolucci, S., *op. cit.* p. 37)。すなわち、第一回連結差額のうち、分解により関係資産・負債に割当てられなかった残余部分は、取得差額として処理される。一般に、被取得企業の取得原価は、被取得企業の価値と取得の交渉により決まり、被取得企業の価値は財産的価値と収益的価値との組み合わせにより決定される。

この点からすると、第一回連結差額における割当てられなかった残余部分は、将来の潜在的収益力と交渉に関連した要素が基礎になっていることが明らかとなる。取得交渉では、当事者の取得に係る目標が直接考慮される。取得差額は、取得時に設定されたこの目標に従い、取得企業側の取得プログラムにおいて、超過利益を生み出す被取得

企業の能力に対する期待を表すものである。

以上の考え方から、同氏は、取得差額が「営業権 (fonds commercial)」と完全に同一ではないとしても、その性質は将来利益の源泉でありかつ分離して評価できない無形固定資産であるとする。

2) 取得差額の償却

無形固定資産の性質を有する取得差額はいかなる処理が適切か。この点について、S. パルトルチは比較的短い期間で償却すべきであると主張する。つまり、同氏は除去説の立場から除去方法としては一定期間にわたる規則的償却を支持する。

また、上記のとおり、取得差額と営業権は類似したものとされるが、実務上の処理には違いが見られた。すなわち、多くの企業グループは、営業権を償却しないのに対して、取得差額は償却するのである。フランス法には営業権の償却を扱う規則は存在しなかった。

この償却に関して、同氏は、取得プログラムにおいて見積もられた統合にかかる時間に依存する考え、すべての取引について統一的な期間を採用するのは適切でないと考える。例えば、事前に2つの販売網を統合することは、2つの生産手段を統合することよりたやすい。しかし、40年償却といった長期償却より、早期の償却が望ましいと考える。企業結合の経済的効果が将来の長期間にわたることを見通すのは困難であるからである。

3) 自己資本計上処理

取得差額は自己資本に計上することができるのか。この点に関して、S. パルトルチは否定的見解を示した。無形固定資産の性質を有しないと見られる取得差額、例えば、不利な取引により生じた取得差額の場合でも同様である。不利な取引は取引後になって初めて合理的に認識できるので、取得差額をまず無形固定資産に計上し、それから不利な取引であったことが實際上確認された時点で減損または臨時償却すべきと主張する。

負の取得差額の場合、S. パルトルチはこれが危険引当金の設定忘れに起因していると考え、その自己資本計上についても否定的である。負の取得差額を自己資本に直接計上する場合、これは引当金の積立金項目への直接的振り替えにあたり、慎重性の原則に反するものと考えられるからである。また、同氏は負の取得差額の諸資産からの減

額にも否定的であった。

② 1988年1月の月報における取得差額の処理に係る証券取引委員会（COB）の公式見解

プラン・コンタブル（PCG）の1986年連結会計規定の適用以降、フランス企業の資本連結処理、特に第一回連結差額の処理に関して「フランス証券取引委員会（COB）」の公式見解が公表されている。

証券取引委員会は1988年1月の月報で、取得差額の処理に関して、PCGの採用した除去説一規則的償却に基づき、1)償却期間、2)償却プラン、3)自己資本からの直接控除の3つについて公式見解を表明した⁽⁸⁾。

COBがこれらの点を取り上げたのは、既述のとおり会計規則に詳細がなく、取得差額の償却期間、償却プランの決定は、企業経営者の裁量に委ねられ、それにより実務上問題が生じていたからである。また、自己資本控除処理は例外的な処理とはいえ可能な処理として認められていたが、その運用ルールが明確でなかった。

(1) 取得差額の償却期間

まず、COBは、取得差額の償却期間について、購入価額と純資産持分部分との差額の原因の分析から決定されねばならないこと、統一的償却期間の採用は必ずしも一般的なものでないことを強調した。米国APB17号における40年の期間は、正当化される期間の上限であり、40年の期間を採用しさえすれば、その正当化が免除されるものではない。

プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）は償却期限を設けていないが、これは、採用した期間について、取得差額の原因分析に基づいて正当な理由を付するものと考えられていたからである。しかも、当該理由は会計監査役の監査を受ける。

(2) 取得差額の償却プラン

デクレ第248条-3は、EC第7号指令に準拠して、1988年1月1日に連結貸借対照表に計上された取得差額は合理的な償却プランの対象とするとしているが、一定の上場会社の連結計算書類には、

取得が古い、同質的でない条件で何回かに分けて取得が実現された、当初の超過価額の理由が適切なものでなかったなどを理由に、償却プランの決定が困難なのれんが計上されていた。

この点について、これら金額をB/S上に保持し続けないこと、1987年12月17日付国家会計審議会（CNC）意見書第33号に従って連結剰余金に直接賦課するのが望ましいこと、B/Sに計上されている取得差額は連結注記・附属明細書に償却方法を記載することが必要であることを強調した⁽⁹⁾。さらに、取得差額の償却プランの変更は、正当な理由がない場合には「不正規」であることが指摘された。

(3) 取得差額の自己資本への計上

連結に関するフランス規則が変更されない限り、取得差額の自己資本への直接計上（控除）は、正当な理由がありかつそれが注記・附属明細書で記載される例外的な場合にのみ適法となる点が強調された。

また、法令およびPCGに規定がないものの、第7号指令の作成に係る政府専門家グループの議論に基づき、取得差額の自己資本への直接計上は、対価が金銭でなく株式発行（株式への権利を付与する証券を含む）により行われ、当該株式発行が旧株式を希薄化するときに、利用可能な剰余金が存在することを条件にのみ適法なものとなるという公式見解が公表された。

③ P. シモン & A. ジローの見解

P. シモン & A. ジロー（Pascal Simon, Alain Giroud）は、のれんの償却に関して、フランスと米国は償却を要求するとともに、税務上損金として認めない国であること、さらにフランスでは、評価差額の償却費は米国と異なり単体納税の下で税務上損金とならないことを強調する⁽¹⁰⁾。

言い換えれば、フランスでは、評価差額およびのれんの償却費は、しばしば企業グループの連結利益を大きく減らすものの親会社の税金を減らさない。このような要因が多様な実務の背景にあったことが指摘された。

(1) 自己資本控除処理

P. シモン & A. ジローは、「自己資本への取得差額の直接的計上は取得が株式発行により行われるときにのみ適法である」とする自己資本控除処理に関する証券取引委員会 (COB) の考えを検討した。両氏は、株式の相場が主として株価収益率に依存している場合、企業グループは、株主の観点でなくグループの観点から、その後の期間利益に影響を及ぼす償却処理でなく、当該影響のない自己資本直接控除処理を選択すると考える。

(2) 適切な情報開示

この処理により株式の希薄化が生ずる。COB が、「株主による承認」を当該処理の条件としたのは、このような理由からである。そこで、積立金による自己資本控除処理が採用される場合、規則的償却を実施した場合のシュミレーションが可能なように、必要な情報が自己資本変動表や注記・附属明細書で提供されることが必要であるとする。

c. 第一回連結差額の処理に関する諸見解 [Ⅱ]—無形資産の計上問題への展開

① 1989年報における無形資産に係る証券取引委員会 (COB) の公式見解

フランスでは、1989年報の無形資産に係る証券取引委員会 (COB) の公式見解に見られるとおり、第一回連結差額の処理問題は無形資産の計上問題へ展開していった。

フランス証券取引委員会 (COB) は、企業に対して第一回連結差額の分解に基づく無形資産の計上を促し、1989年度の年報で「無形資産の計上要件」および「無形資産の計上に係る COB の考え方」を表明した⁽¹¹⁾。

(1) 無形資産の計上要件

COB は、フランス企業に対して、企業の取得にあたり支払総額と被取得企業の個別 B/S にすでに計上済みの資産・負債 (純資産) 合計額との差額 (第一回連結差額) を詳細に分析し、

- ・第一回連結差額を被取得会社の個別 B/S に計

上済みの一定の資産に割当てて処理、または
・当該 B/S に未計上だがその後の価値の変化を検証できる個別化可能な部分を、商標・ブランド (marques commerciales)、定期出版物タイトルなどの無形固定資産として計上する処理、

を奨励した。この COB の活動は、主として公募前の目論見書などの関係書類の審査時に行われた。特に無形資産として計上する場合、

- ・無形要素が十分に明瞭な「個別性」を有していること、

・「客観的かつ検証可能な規準」に基づくこと、が要求された。これにより、第一回連結差額の一部を無形固定資産として計上する場合の認識・測定に関して、それ自体の「個別性」(識別可能性) と「客観的かつ検証可能な規準」という認識・測定に係る要件が示されたのである。

(2) 無形資産の計上に係る COB の基本的考え方

1989年12月、無形固定資産の計上に関する「国家会計審議会 (CNC)」からの問合せに対して、次のとおり COB の考え方が示された。すなわち、

- ・無形固定資産の計上は、会社がその経営の中で適切な活動により将来にわたりその価値を維持することを約束する場合にのみ認められる。
- ・有形固定資産への評価差額部分を除いた第一回連結差額から、さらにその一部を無形固定資産に割当ててことで、残りの非割当て部分である「取得差額」は残余的性質のものとなり、その大きさは小さいものとなる。当該取得差額の個別化不能性により、毎決算時にその価値を検証できないことから、事前見積的な期間にわたる償却が適切な処理である。

また、1989年度の年報では、被連結会社の個別 B/S に未計上の無形固定資産に第一回連結差額の一部を割当てて処理を適法であるとする点、また、当該割当て処理を行うことが必要であるとの COB の考え方が、国家会計審議会 (CNC) の1990年1月15日付意見書 (後述の国家会計審議会の公式見解参照) の考え方と同じであることが強調された。

さらに、1990年度の年報では、「無形資産の会計処理」のテーマが、当時の COB の最も重要なテーマの一つであることが表明された⁽¹²⁾。また1991年の1月の月報では、COB は、借方への無形要素の計上は、

- ・その評価が客観的かつ検証可能な規準に基づくことができる場合にのみ適法であること、
- ・これら規準は、棚卸手続きの基礎として役立つ書類において記載されねばならないこと、
- ・毎決算時に、第一回連結差額の割当において採用した無形資産の認識規準と同じ規準（当初規準）に基づき評価した新たな価値を流入原価（取得原価）と比較し、減価が確認される場合には適切な引当金が設定されねばならないこと、
- ・これら会計処理は、取得後に貸借対照表（B/S）に計上した固定資産に適用されること、

を周知し、無形資産の処理に係る非償却説の立場を明瞭にした（COB, *Bulletin mensuel* n°243, Janvier 1991）。

また、COB は、取得され識別された新たな無形要素の B/S への計上にあたって、有用と判断される場合には専門家の助けを借りて、取得額の中で個別化できる要素の認識可能な固有の性質がどのようなものなのか、また、その価値の算定において用いる客観的かつ検証可能な数値規準がいかなるものかを決定するのは経営幹部であることを指摘した。

② 国家会計審議会（CNC）の1990年1月15日付意見書—識別可能無形資産の計上義務付け

国家会計審議会（CNC）は、1990年1月15日に、無形固定資産の計上に関する公式の意見書「取得差額の会計処理に関する意見書」（Avis relative au traitement comptable de l'écart d'acquisition, *Document* n°85, avril 1990）を公表した。当該意見書は、第一回連結差額の処理の枠内で、無形固定資産の計上を義務づけるものである。すなわち、

- ・第一回連結差額は、被連結会社の識別可能な要素の評価額、特に、被連結会社の個別計算書類に未計上の無形資産に割当てられねばな

らないこと、

- ・取得差額は残余にすぎないものであること、
- ・識別可能な要素は、その評価方法が十分正確に定義され、かつその価値の時間的な変化をたどることができる時に「識別可能」とみなされること、
- ・無形固定資産は、例として、商標・ブランド、販売網（réseaux commerciaux）、市場シェア（parts de marchés）、顧客ファイル（fichiers）の要素を含むことができること、
- ・これら識別可能な要素は、当初連結時に初めて計上されることである。

また、取得差額の償却期間に関して、取得差額は投資の全体的収益性の計算のために当初考慮した期間に基づいて償却されることを強調した。取得差額は識別可能でなく、従ってその価値を每期把握するのが難しいという事実がその根拠とされた。

他方、国家会計審議会（CNC）では、「連結計算書類委員会」の中で、ジャドー氏（M. Jadeau）を議長とする「取得差額」の処理に関する作業グループ（「取得差額作業グループ」と呼ばれ、その目的は第一回連結差額に関するプラン・コンタブル・ジェネラルの規定を改正することにあつた）が発足し、当該作業グループが無形固定資産の計上問題を含めた総合的な研究に着手した。

③ J. ドウニの見解

J. ドウニは（Jacques Denis）、1990年における無形資産の実態調査に基づき、大部分の企業グループは第一回連結差額の一部を無形資産に計上したこと、当該無形資産には商標・ブランド、販売網、市場シェア等があること、株式発行により取得を行った企業グループのみが自己資本計上処理を採用したことを明らかにした上で、いくつかの問題点を指摘した⁽¹³⁾。すなわち、

- 1) これら資産は、多くのケースで償却の対象となっておらず、慎重性の観点から問題である。
- 2) 取得差額の償却期間は多様であるが、多くは25年から40年の長期が採用された。その期間の根拠は明確に説明されていない。

まず1)の問題点に対して、J. ドゥニは、客観的なデータに基づいて毎年その価値を評価し、当該価値が簿価を下回る場合には減価を認識すべきことを主張する（非償却説）。

さらに、2)の問題点に対しては、同氏は、取得時の投資収益を評価するために考慮した前提条件に基づき償却期間を決定すべきことを主張した。また、第一回連結差額の処理に関する注記・附属明細書の情報は不十分であることが指摘された。

④ F. ドゥルサルの見解

F. ドゥルサル (Florence Delesalle) は評価差額と取得差額を取り上げ、その処理を理論的かつ体系的に考察した⁽¹⁴⁾。その論点は1)無形資産に割当てられた評価差額は償却性のものか否か—償却説・非償却説、2)取得差額の最も適切な処理はいかなる処理か—維持説・除去説である。

(1) 無形資産に割当てられた評価差額の処理

F. ドゥルサルは非償却説を支持し、原則として認識された無形資産の不可逆的な価値減少は存在しないと考え、減価償却（規則的償却）を義務付けることに反対した。

そして、毎連結決算日（棚卸日）ごとに、流入時に採用されたのと同じ基準に従って、現在価値が少なくとも当初価額と等しいことを検証し、当初価額を下回る場合には減価引当金を設定しなければならないことを強調する。

同氏は、現在価値の算定において、次の2つのケースを区別する。

1) 分離可能な無形固定資産に関わっているケース（一般的にはこのケース）

無形固定資産が他の資産・負債項目から分離可能な場合、市場価額 (valeur de marché または valeur vénale)（購入者が無形資産のその状態でかつその場所で支払うことを受け入れるであろうと考えられる価格）が棚卸日の評価基準となる。

2) 分離不能な無形固定資産に関わっているケース

無形固定資産が分離できない場合には、使用価値が棚卸日の評価基準となる。無形固定資産に対

する減価引当ては、当該資産の計上時に期待された（割引）収益に比較して実際の事業の収益が不十分であることを認識することにある。

同氏は、すべての無形資産の規則的償却が計算書類の比較可能性の点で最もシンプルな解決策であることを認める。また、当該方法によれば、無形資産に係る乱用を回避できる。しかし、そのような規則的な償却方式は、グループの財産、財務状況および成果の誠実な概観の観点から、適切な処理ではないと主張するのである。

(2) 取得差額の処理

1) 正の取得差額

F. ドゥルサルは、除去説を支持し、除去の方式に関しては、即時全額償却、自己資本分割計上および自己資本即時全額計上の各方法を否定する形で、一定期間規則的償却を支持する。

特に、自己資本計上処理については、会計処理の原則および資金調達に対する中立性の点からこれを否定する。すなわち、資産はその取得原価で記録され、資産のすべての簿価の減少は、実際の実質的な減価により正当化され、成果計算書の借方で確認されねばならない。

また、COBが株式発行の場合にのみ自己資本計上処理を適法とした点について、資金調達方式の単なる選択が、それら手段を有する企業をして償却の義務から逃れるのを可能する結果となり、当該資金調達方式を選択できるグループとそうでないグループとの間で新たな不均衡を生み出す点を問題視する。

2) 負の取得差額

同氏は、利益への戻入れ処理に関して、当該処理の損益または自己資本への影響を考慮して、慎重に検討すべきであると主張した。その理由は、PCGによれば負の取得差額の戻入が長期にわたりあるいは明確に確定した損失を補うために行われねばならないとしているからである（PCG p. II. 146）。

⑤ 1994年報における無形資産に係る COB の公式見解

既述のとおり、1989年以降、証券取引委員会

(COB) はその年次報告書あるいは月報で、第一回連結差額の分析を可能な限り種々の無形要素の個別化に結びつけることの重要性を表明してきた。しかし、無形資産の評価および毎期の減価認識に関する明確な方針がない企業のあることが、COB により指摘された。

COB は1994年度の年報で、連結における無形資産の会計処理に関する従来の COB の考え方を整理し、以下のとおり公表した⁽¹⁵⁾。

(1) 識別可能無形資産：評価差額

まず、COB は、無形資産の評価および毎期の減価認識に関する適用可能な方針を定め、毎年これらを継続的に適用することを要請した。

例えば、ある商標・ブランドを資産に計上した場合、連結 B/S で当該要素の数値化を可能にした要素（売上高、総利益、純利益など）を、毎年度、再計算することの重要性が強調された。その際、当初価額に比べてマイナスの差異が生ずる場合には、引当金を設定しなければならない。

さらに、識別可能な無形固定資産へ割当てた差額を、数年度後に取得差額へ再割当てする処理が見られたが、当該処理は現行規則に準拠していないことが COB により指摘された。フランスでは、「開始貸借対照表の不変性の原則」により、評価差額は事後の連結時に再び問題とならない。

また、収益性が大きく低下する時でも、売上高は維持されるケースがあるので、企業に対して、売上高といった要素だけに基いて無形要素の価値を算定するのではなく、粗経営余剰や経営成果など適切な収益性の指標を売上高指標に加えるかまたはそれに代えて用いることを勧告した。

(2) 識別不能な無形要素：取得差額

1) 原則：取得差額の償却

プラン・コンタブルによれば、正の取得差額は償却プランに従い規則的に償却される。当該償却プランにおける償却期間は、取得時に考慮した前提条件と設定した目標を反映したものでなければならない。

COB は、フランス企業数社がライバル企業の採用した償却期間に合わせるため、その償却期間を変更した点について、当該実務が現行規則に反

したものであることを周知した。プラン・コンタブルでは、正の取得差額は事前に定めた償却プランに従い償却されねばならない。

当初設定した償却プランの事後的な変更は、会社の状況に重大な変化がない限り認められないことが再度強調された。

2) 例外：自己資本への取得差額の計上

正の取得差額を連結自己資本から直接控除する処理を行う場合、その後子会社の株式を売却するときに、取得日とグループの採用した償却期間を考慮し、過去に取得差額を自己資本から直接控除した点を勘案して譲渡損益を計算する必要性を指摘した。

d. 国家会計審議会（CNC）における無形資産の認識・測定基準への展開

第一回連結差額の分析に基づく無形要素の計上問題は国家会計審議会（CNC）で取り上げられ、プラン・コンタブルの規定の改正と新基準の策定に向けた動きが開始された。

国家会計審議会（CNC）は、「企業セクション」の「連結計算書類委員会」の中に、ジャドー氏を議長とする「取得差額作業グループ」を創設し、まず、取得差額の処理に関する研究に着手した。

当該作業グループにおける討議では、1990年1月15日付 CNC 意見書と企業結合に関する IASC 基準案（公開草案 E45）の2つが新たな要素として考慮された。

連結計算書類委員会は、CNC の上記意見書が、企業をして第一回連結差額を無形資産に割当ててのを促すとしても（これにより取得差額は残余になる）、すべての問題が解決されたわけではないことを強調した。特に、無形資産をいかに認識・測定し、その減価を処理するのかといった問題が新たに生じている。

また、第一回連結差額のうち識別可能な一定の無形要素が測定不可能であるとき、無形資産が計上されず、結果的に取得差額は大きくなる。その意味で、取得差額の償却の問題は同様に重要である。連結計算書類委員会は、ジャドー氏の取得差額作業グループにこれら問題の検討を要請した⁽¹⁶⁾。

① 1993年における「取得差額作業グループ」報告

ジャドー氏の「取得差額作業グループ」は、連結計算書類委員会に対して、作業グループの主要な結論を提示した。この内容が国家会計審議会(CNC)の1993年第3四半期報告書で公表されている⁽¹⁷⁾。以下、当該内容を見てみよう。

(1) 第一回連結差額概念の廃止と取得差額の新定義

取得差額作業グループは、取得差額の新しい定義を提示した。すなわち、

- ・取得差額は、被取得企業株式の取得原価と取得された当該企業自己資本における持分部分との差額に等しい。
- ・取得された被取得企業自己資本は、再評価された識別可能な資産および負債に基づいている。
- ・当該企業の識別可能な資産および負債は個々に評価され、その価値を継続的にたどることができるものでなければならない。

これに対して、プラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)(1986年)における第一回連結差額に関する規定は次のものであった。すなわち、

- ・第一回連結差額は、子会社が連結範囲に入った時点の子会社株式の取得原価と当該子会社の自己資本(当期利益・損失を含む)における親会社持分部分との差額である(PCG, p. II. 143)。
- ・第一回連結差額は、評価差額と取得差額に分解される。評価差額は一定の識別可能資産に割当てられる。再評価に伴う自己資本の増加部分は、親会社持分と少数株主持分に振り分けられる(PCG, p. II. 144)。
- ・取得差額は、特定の識別可能資産に割当てることができない残額である(PCG, p. II. 144)。
- ・第一回連結差額が評価差額と取得差額に分解できない場合には、簡便法により、全額を取得差額として計上することが認められる(PCG, p. II. 144)。

つまり、取得差額作業グループは、第一連結差額概念を廃止し、資本連結は子会社株式の取得価

額と取得時点の子会社再評価純資産における親会社持分部分との間で行われるものとしたのである。

子会社再評価純資産は、識別可能な再評価資産・負債額に基づき、識別可能な資産・負債は個々に評価され、その価値を継続的に検証できるものとされる。識別可能な資産・負債の個別的评价により、それまで未計上だった無形固定資産の計上をも行う。資本連結により生ずる取得差額は、個別に識別不能な割当てできない残余となる。

さらに、取得差額作業グループは、資産・負債の再評価に関して、グループ持分に限定する「部分時価評価法」を支持したが、簡便性の観点から、「全面時価評価法」も容認するものとした。この点で、PCGが「全面時価評価法」を原則とし、「部分時価評価法」を可能な方法として容認した立場と較べると、原則的な立場に変化が見られた。また、取得差額の認識に関しては、一貫して「買入のれん説」が採用された。

(2) 取得原価について

取得原価について、作業グループは、金銭の支払によらない株式交換あるいは吸収合併により実現された取得における出資価額と現在価値との不一致の問題を検討した。

一般に、交換比率の算定上考慮されるのは資産・負債の「現在価値(valeur actuelle)」であるが、出資協約上の出資価額は、税務上の考慮または事業上の秘密保持などを理由に、その時点の現在価値を表していない場合が多い。しかし、個別計算書類で考慮されるのは出資価額である。作業グループは、これにより個別計算書類と連結計算書類とで相違が生ずるという問題点を指摘した。

(3) 識別可能な資産および負債の評価—現在価値概念の採用

ジャドー氏が最も強調した点は、1983年4月30日法律(調和化法)および当該法律に係る1983年11月29日デクレにおける「現在価値(valeur actuelle)」の概念を採用したことである。すなわち、資本連結にあたって、被取得企業の資産・負債項目はその「現在価値」で再見積りされる。

1983年4月30日法律(調和化法)第2条(商法典第12条に收容)によれば、「資産項目の価値が帳簿

価値を下回るときは、当該帳簿価値は、減価が確定的であると否とを問わず、決算日の棚卸価値 (valeur d'inventaire) に帰着されるものとする。」(第2項)、「資産の棚卸価値と流入価値との間で確認される増価は記帳しない」(第4項)。

また、調和化法の適用に係る1983年11月29日デクレ第7条によれば、「棚卸価値は現在価値 (valeur actuelle) に等しいものとする」(第5項)、「現在価値は市場 (marché) および企業にとっての当該財貨の効用 (utilité) に従って評価される見積価値である」(第4項)。

上記デクレの規定に見られる「現在価値」の概念は、ある財に係る「市場 (marché)」と企業にとっての当該財の「効用 (utilité)」という2つの要素に関わるものである。

1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) においては、「棚卸価値—現在価値」は、「財の棚卸時における市場価値 (valeur vénale)、すなわち財を現在の場所と状態の下で取得すると仮定した場合に企業が支払いに同意すると考えられる価格である。市場価値は、企業の状況に照らして測定されなければならない」(PCG, p. I. 43) と定義される。つまり、現在価値は棚卸時の市場価値であり、かつ再取得価値 (代替原価・再調達原価) である。

また、現在価値の決定のために、「企業は、財の性質に最も良く適合した参考資料や技術を利用する (市場価格 (prix de marché)、価格早見一覧表 (barèmes)、市場価格表 (mercuriales)、特殊指数など)」。

1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) では、決算に際して、この棚卸時の現在価値と流入価値 (取得原価) が比較され、資産項目について、慎重性の原則の下、現在価値と流入価値との間に確認された増価は記帳しない一方、減価は一定の条件の下で記帳する (PCG, pp. II. 6-7)。これが現在価値に基づいた期末評価に係る一般原則である。

上記一般原則の適用にあたっては、個々の資産の性質が考慮される⁽¹⁸⁾。例えば、有価証券を例にとると、資本参加証券 (子会社・関連会社株式) に係る現在価値の評価の場合、「上場有価証券であると否とにかかわらず、流入日以外の日における

資本参加証券の価値は、慎重にして思慮深い企業責任者が、もしこの資本参加証券を取得しなければならないとした場合に、その取得のために支払うことを承認するであろう価値、すなわちその資本参加証券が当該企業に対して有する効用 (utilité) に基づく使用価値 (valeur d'usage) である」(PCG, pp. II. 8-9) とされる。

また、「資本参加証券の価値の変動が偶発的な事情から生じたものでない限り、この評価のために、とくに取引所の相場、収益性および収益性の見通し、純資産、売却の見通し、経済状況ならびに原始取引が基礎をおいている評価動機などの諸要素を考慮に入れることができる」(PCG, pp. II. 8-9)。つまり、市場価格 (相場) が下落 (または上昇) したからといって、当該価格変動は必ずしもこれら有価証券の使用価値に影響するわけではないのである⁽¹⁹⁾。

これに対して、資本参加証券以外の長期所有有価証券および一時所有有価証券の場合、現在価値は、「会計年度末において、これらの有価証券についての棚卸価値の見積り際して、上場有価証券は最終月の平均相場で評価し、非上場有価証券は見積売却価値 (現在価値) で評価する」(PCG, p. II. 9) とされる。

さらに、棚卸資産の場合、「決算に際しては、棚卸資産の帳簿価値は次のように決定する。(1) 評価は、個別に流入原価と現在価値を比較して行う (注: この現在価値が市場価格を参照して決定される場合には、それは販売のために要する費用を差し引いて計算する)」(PCG, pp. II. 10-11) とされ、市場価格を用いる場合には、正味実現可能価値が現在価値とされる。

以上のとおり、「現在価値」は、「市場価値」または企業にとっての当該財の「効用 (utilité)」に基づいて評価される。市場価値は、棚卸時の再取得価値とするのが一般原則であるが、例えば棚卸資産のように、「正味実現可能価値」をとる資産もある。

取得差額作業グループは、「現在価値」概念を採用すると伴に、「市場価値が存在する場合には現在価値は市場価値を下回りえない」という考え方を取り入れた。市場価値を下回る資産は、通常、保有しないで売却されるであろうからである。言

い換えれば、資産の保持を選択することは、その使用により得られる効用が市場価値を上回っている証左である。しかしながら、作業グループメンバーの一部は、棚卸資産あるいは半成工事を例に挙げて、この考え方に異論をはさんだ。

また、作業グループ内では、資産・負債の評価がすべての識別可能な資産および負債に関わるのか、取得者にとって大変重要なものと判断される識別可能な資産・負債、特に識別可能な無形資産だけに関わるのかについて、意見が分かれた。前者の場合、すべての識別可能な資産および負債が評価され、例えば、債権・債務はその「割引現在価値 (valeur actualisée)」を考慮し、棚卸資産は、販売価格から販売費および取得者としての正常差益を控除した金額で評価されることになる。

(4) 連続的買入れ

連続的買入れの場合、種々の状況が検討された。作業グループは、第一回連結が最初の大量取得時ではなく、「支配の獲得時」に行われねばならないと考えた。取得された自己資本は、各大量取引時に再評価される「段階法」を原則とし、支配取得日に一括して再評価する「一括法」も認められた。

(5) 取得差額の償却

作業グループは、この点について特に意見表明しなかったが、除去説に基づく一定期間規則的償却の立場である。また、取得差額の自己資本への直接的計上には否定的であった。

② 1993年における「連結計算書類委員会」報告

「取得差額作業グループ」の見解に基づき、「連結計算書類委員会」は、1993年9月23日、11月10日、12月14日の討議を経て、以下に要約される立場を採択した⁽²⁰⁾。

(1) 取得差額の定義

連結計算書類委員会は、取得差額の定義に関して、上述の取得差額作業グループ案に基づいて、ブラン・コンタブルの連結規定とは異なる定義を採用した。すなわち、「取得差額」とは、連結範囲

への企業の流入時に、株式の取得価額と参加取得日に決定される被取得企業の自己資本における取得企業持分との間で認識される差額に等しい。

この場合、被取得企業の自己資本は、当該企業の個別貸借対照表に計上されていると否とを問わず、すべての識別可能な資産・負債の現在価値による評価に基づいて決定される。被取得企業の識別可能な資産および負債は、個別に評価できるものである。当該評価方法は十分明確に定義され、その価額の時間的な変動をたどることが可能なものである。

(2) 識別可能資産・負債の評価

全面時価評価法か部分時価評価法かに関して、国家会計審議会 (CNC) が一貫して支持したのは「全面時価評価法」であった⁽²¹⁾。

連結計算書類委員会は、上述の取得差額作業グループの見解と異なり、概念的には全面時価評価法が経済的エンティティの概念および取得差額の新定義に最も適合していると考えた。しかし、事実上、部分時価評価法が容認されていた点を考慮して、どちらか一方の方法を選択できるものとした。

また、「現在価値 (valeur actuelle)」の用語に関しては、連結計算書類委員会は、資産だけでなく負債にも関わっていることを明確にした上で、作業グループの提案に基づき、当面「現在価値」の用語を採用することに決定した。なお、当該委員会の一部の委員は、資産と負債の双方に関わる「公正価値 (juste valeur)」概念の導入を支持していた。“juste valeur”「ジユスト・バラール」概念は英語の“fair value”「フェア・バリュ」に相当するものである。

さらに、「市場価値が存在する場合には現在価値は市場価値を下回りえない」という作業グループの採用した考え方については、連結計算書類委員会は最終的にこの考え方を一般原則として採用しなかった。当該原則は、販売予定のもの（例えば棚卸資産）であると企業内にとどまる予定のもの（例えば固定資産）であるとを問わず、市場価値のあるすべての資産に適用されるが、種々の要素の価値は、使用に係る「用途 (usage)」に依存すると考えられたからである。例えば、棚卸資産

などの販売予定の資産の場合、当該資産の評価は実際に市場価値により行われるであろうと考えられる。

以上の討議を経て、連結計算書類委員会は、識別可能な資産および負債の評価額の決定が、明示的かつ文書化された方法で実施されねばならないと考えた。連結計算書類委員会は、識別可能な資産・負債の現在価値の決定に役立てるために、資産および負債の項目ごとに評価方法を例示した。これによれば、当初資本連結時における被取得企業の資産・負債の評価は、すべての資産・負債に関わるものとなっている。すなわち、

- i) 一時所有有価証券:市場価値から売却費用を控除した金額
- ii) 長期債権:決済日と取引日時点の利子率を考慮して割り引いた価値。当該価値は回収費用を控除し、さらに必要ならば貸倒引当金を設定しなければならない。
- iii) 製品:販売価格から次のものを控除した金額;
 - ・見積販売費と当該販売までにかかる期間費用
 - ・関係する市場のタイプと販売条件に応じて計算した販売差益
- iii) 未完成工事:進行程度を考慮した請負契約金額から次のものを控除し金額;
 - ・その後の販売のためにかかるであろう見積販売費
 - ・なお負担すべき期間費用の対応部分
 - ・製造に係る差益の部分
 - ・販売活動に係る差益
- iv) 商品と原材料:現在の再調達原価
- v) 有形固定資産:
 - ・使用を予定したもの:再調達原価からこれら固定資産の目的を考慮して正常な減耗率を減じた金額
 - ・売却を予定したもの:正味実現可能価額
- vi) 無形固定資産:当該業種の実務と一貫した規準に従い見積もられる効用価値 (valeur d'utilité)
- vii) 投資有価証券:当該業種の実務と一貫した規準に従い見積もられる効用価値 (valeur d'utilité)

- viii) 設備助成金:ゼロ価値
- ix) 長期経営債務・金融債務:決済日と取引日時点の利子率を考慮した割引現在価値
- x) 危険・費用引当金:割引現在価値;取得時点で既知の要素に応じて設定される最小限度の割引価値
- xi) 退職給付引当金:これら契約に対応する潜在的負債は、分析が取得者の観点から行われるので、連結流入時に認識されねばならない。

なお、既述のS. パルトルチの見解に見られた「リストラ引当金」に関して、連結計算書類委員会は、取得時の取得側グループに関する費用を考慮することが可能であるかどうかの検討を開始した。

③ 1994年における「連結計算書類委員会」報告

連結計算書類委員会は、「取得差額作業グループ」案の検討を継続した。当該審議の内容が1994年第2四半期報告書で公表されている。連結計算書類委員会の議論は、リストラ引当金、負の取得差額、連続的買入れおよび正の取得差額の4点に関わっている。以下、これらを順次見てみよう⁽²²⁾。

(1) リストラ引当金

取得企業が被取得企業の活動を見直すことが当初から計画されている場合、従業員の解雇や工場の閉鎖・移転に伴い生ずる予想費用を、取得時の資本連結において被取得企業の危険・費用引当金(「リストラ引当金」)として計上できるか否か。この点について、委員会内の意見は積極説と消極説の二つに明確に分かれた。

・積極説

積極説は、リストラ費用が一定の条件の下で被取得企業株式の取得価額の一部をなし、当該企業の識別可能な負債(引当金)を構成すると考えるものである。一定の条件には以下の諸点が挙げられた。

- ・リストラの枠組の中で被取得企業内で生ずる費用である。
- ・リストラは取得・統合プランの一環で行われ、取得企業側でリストラの工程表が当初から作

成されている。

- ・ リストラに係る直接的費用のみが対象となる。
- ・ 被取得企業の識別可能な負債として、リストラ引当金の計上は例外的なものであり、厳格に跡付ける場合にのみ認められる。
- ・ 被取得企業は、取得側組織に完全に統合され、独立性を有しない。
- ・ リストラの目標設定と工程表の作成は財務担当責任者だけでなく、経営執行者全体が関与したものでなければならない。
- ・ 消極説

消極説の根拠としては、乱用の恐れ、あるいはその有効性を証明し検証するのが困難といった実施上の観点からのもの、取得側グループに関する費用は、本質上、被取得企業に結びつけられないといった概念的な観点からのものが挙げられた。

問題は、第一回連結差額の分解・割当てにおいて、リストラ引当金を考慮できるのか否か。もし可能な場合、当該引当金は取得側企業に関係させるのか。連結計算書類委員会はこれらの点について明確な解答を出すことができず、国家会計審議会における上部組織の「企業セクション」に審議が委ねられた。

2) 負の取得差額

負の取得差額の処理に関して、取得差額作業グループが委員会に提案した方法は、当該差額を非貨幣性資産の全体に比例的な形で配分する処理方法である。負の取得差額が計上されるのは、当該処理を行った後でも取得差額が残る場合（すべての非貨幣性資産はゼロとなる）のみに限られる。当該問題に関する論点は2つある。すなわち、

イ) 非貨幣性資産の価額の削減は、その評価が最も不確実な項目（特に一定の無形資産）から行うことができるか。

ロ) 国際会計基準（IAS）の認めるオプション的処理（繰延収益処理）は認められるか。

イ)の点に関して、連結計算書類委員会は当該処理を採用しなかった。その理由は、無形要素を認識し評価することを義務付けた1990年1月付CNC意見書以来の立場を否定することになるからである。結論として、連結計算書類委員会は、負の取得差額について、非貨幣性資産からの比例的削減処理を採用した。

ロ)の点に関しては、連結計算書類委員会は意見が分かれた。

- ・ 正の取得差額は一定期間の償却により費用計上される。負の取得差額を一定期間にわたり収益に計上する処理はこれと首尾一貫した取扱いである。また、被取得企業では長期的に見て損失計上することを考えれば、収益に計上する処理は論理的である。これらが積極的意見の根拠として挙げられた。
- ・ これに対して、消極的意見は、フランスの事情を考慮したものである。すなわち、フランスでは、市場シェアのような無形資産は必ずしも償却する義務がなく、負の取得差額の一定期間にわたる収益への計上処理が、場合により成果に対して重大な影響を持つ恐れがあることが懸念されたのである。

最終的に、連結計算書類委員会は、IASの採用した繰延収益計上というオプション的処理を容認するものの、第一回連結差額の分解・割当てが非償却無形資産の計上を生むときには、収益への戻入れを行わないという妥協案を採用した。なお、当該委員会は、残余たる負の取得差額の戻入れ期間については、審議しなかった。

3) 株式の連続的買入れ

支配取得後の追加的取得に関して、当該追加取得時点の資産・負債の評価は問題とされない。これにより、生ずる差額はすべて取得差額として処理され、取得差額に評価差額部分とのれん部分が混在する結果となる。

追加取得時点の再見積もりの不在は、支配獲得から数年後に、追加的な株式の取得が大量かつ純資産持分の大きな部分に相当する場合には、資産・負債の経済的実態からの乖離を引き起こす恐れがある。また、取得差額が純粹に残余としての性質でなく、評価差額部分を含む可能性がある。この点が連結計算書類委員会で指摘された。

4) 正の取得差額

国家会計審議会は、1990年1月のCNC意見書において無形資産計上への道を開いたが、これを受けて、連結計算書類委員会は、無形資産の評価方法とその後の価値の検証方法を検討してきた。

正の取得差額の処理に関して、連結計算書類委員会の意見は、短期償却を支持する意見とこれに

消極的な意見の二つに分かれた。短期償却を支持する意見は次のように考える。すなわち、無形資産は個別に識別されるので、取得差額は残余的な性質のものとなり、その金額はより小さいものとなる。取得差額の個別化不能性により、毎決算時にその価値を検証するのが可能でなく、その結果、取得差額の短期償却が適切な処理であるとする。多額の取得差額がより長い期間（最大20年）で償却できるのは、無形資産が識別できない例外的なケースだけである。

これに対して、短期償却に消極的な意見は、取得をいかに分析するのか、その償却期間はいかなるものか、毎年度末に引当金を設定すべきか、これらの点を決定する責任は企業経営者にあり、短期償却はこれらの決定を彼らから取り上げるものとする。

最終的に、連結計算書類委員会は正の取得差額の処理に関する案をまとめることができず、上部組織の「企業セクション」に審議を委ねた。

④ 1995年における「企業セクション」報告

「企業セクション」（ドゥラブリエール (M. Delabrière) 主宰) は、1995年の2月1日および3月28日に、第一回連結差額に関する連結計算書類委員会の段階報告を検討した。当該審議の内容が、CNCの1995年第1四半期報告書に公表されている⁽²³⁾。

この「企業セクション」報告は、1) 識別可能要素の評価、および2) 正の取得差額に関するものである。負の取得差額などについては、当該セクションで指摘された意見に基づき、連結計算書類委員会が新たな提案を行うことになった。

(1) 識別可能要素の評価

1) 「全面時価評価法」と「部分時価評価法」の選択適用

この点について、企業セクションは、概念的には全面時価評価法が全部連結の考え方に近いものの、連結計算書類委員会の見解を受け入れて、いずれの方法を選択するかは企業に委ねるのが望ましいとの結論に達した。

2) 「現在価値」概念の採用

用語として、連結計算書類委員会が提案する

「現在価値 (valeur actuelle)」を採用するのか、「効用価値 (valeur d'utilité)」をとるのか、あるいは英語のフェア・バリューに相当する「公正価値 (juste valeur)」を採用するのか。

この点について、企業セクションは、「現在価値」の用語は財務に関して使用される「割引現在価値」と混同される危険性を持つものの、連結計算書類委員会の提案を受け入れ、最終的に「現在価値」の用語を採用することを決定した。

「効用価値」は、貸借対照表のすべての項目に直接適用できない（いくつかの項目は市場価値あるいは再調達原価を用いざるを得ない）という欠点を持ち、「公正価値」は連結だけでなく、評価のすべてのケースをカバーするという利点を持つものの、資本連結で「公正価値」概念を採用した場合、個別会計における現在価値との差異を説明するのが難しくなる。

これに対して、「現在価値」は個別会計の期末評価に採用されており、当該第一回連結後に介入する決算時の棚卸価値 (valeur d'inventaire) の基準として役立つという大きな利点があるからである。

(2) 資産・負債別の評価方法

企業セクションは、資産・負債別に連結計算書類委員会の提案を検討した。この検討内容を見てみたい。

i) 一時所有有価証券：市場価値

ii) 債権[重要性のあるもの]：連結計算書類委員会の提案では「長期債権」が割引計算の対象とされたが、企業セクションでは「すべての債権」を対象とする。ただし、重要性の考え方が導入され、割引現在価値が「額面価額と大きく異なるとき」に行われるものとされる。割引現在価値は回収費用を控除し、さらに必要ならば貸倒引当金部分を減じなければならない。しかしながら、企業セクションでは、債権・債務の割引計算に反対する意見も見られた。

iii) 棚卸資産および未完成工事：この点に関して、企業セクションの考え方は連結計算書類委員会の提案と異なるものとなった。以下の企業セクションの指摘とともに、連結計算書類委員会の提案は返送された。

イ) 同一原則がすべての棚卸資産および未完

成工事に適用されねばならない。すなわち、両者ともその「再調達原価」で評価される。

- ロ) 長期の棚卸資産については、金融費用を含んだ再調達原価の概念を定義すべきである。

連結計算書類委員会案は、一定の取得の場合、棚卸資産に含まれた利益は間接的に取得差額の中に現れると考え、被取得会社における完成品に係る利益は取得価額の一部をなすと考えた。これにより、委員会案は、製品および未完成工事の評価額について、売価または進行基準による契約金額から販売に係る費用および正常利益を控除した価額を採用した。

これに対して、企業セクションはこの考え方を採用しなかった。完成品棚卸高は短期の実現可能資産と同様に取り扱うことはできない。その理由は、取得は将来の収益性を考慮して行われるものであり、次年度に棚卸資産の利益を実現するためではないと考えられたからである。

また、企業セクションは、市場価格でなく再調達原価での棚卸資産の評価を採用した。しかも、長期の棚卸資産の場合、再調達原価にはその保有期間に係る金融費用が加算される。

- iv) 有形固定資産：連結計算書類委員会案と同じである。すなわち、使途（使用予定か売却予定か）を考慮して、

- ・使用を予定したもの；再調達原価からこれら固定資産の目的を考慮して正常な減耗率を減じた金額
- ・売却を予定したもの；正味実現可能価値

v) 無形固定資産：連結計算書類委員会案は、「関係セクターの実務と一貫した規準に従い見積もられる効用価値」を採用したが、企業セクションは使途（使用予定か売却予定か）に基づく複数の価値概念を導入した。すなわち、

- ・使用を予定したもの；関係セクターの実務と一貫した規準に従い見積もられる効用価値、市場価値、再調達原価
- ・売却を予定したもの；正味実現可能価値

なお、企業セクションは、国家会計審議会内に無形固定資産の評価の問題を研究する特別作業グループを創設することを要請した。

- vi) 投資有価証券：連結計算書類委員会案は

「関係セクターの実務と一貫した規準に従い見積もられる効用価値」を採用したが、企業セクションは使途（保有予定か売却予定か）に基づき、売却予定のものについては、正味実現可能価値を採用した。すなわち、

- ・保有を予定したもの；関係セクターの実務と一貫した規準に従い、取得者の観点から見積もられる効用価値
- ・売却を予定したもの；正味実現可能価値

vii) 設備助成金：ゼロ価値。この点では、連結計算書類委員会案と同一であるが、企業セクションは、「返済を生ずる可能性のある場合はこの限りでない」との留保条件を追加した。

viii) 経営債務・金融債務[重要性のあるもの]：債権の場合と同様、連結計算書類委員会の提案では「長期経営債務・金融債務」が割引計算の対象とされたが、企業セクションでは「すべての経営債務・金融債務」を対象する一方、重要性の考え方を導入し、割引現在価値が「額面価額と大きく異なるとき」に行われるものとされる。

ix) 危険・費用引当金：取得側の方法に従い計算された割引現在価値。この点で、連結計算書類委員会案と同一であるが、企業セクションはこれにも重要性の考え方を導入し、「当該評価は重要性のある引当金に関わり、経常的な経営の枠内で毎年更新されない」との留保条件を付けた。

また、危険・費用引当金の評価間違いにより取崩す場合、当該取崩し額は損益ではなく、取得差額に含めることとされる。

x) 退職給付引当金：これら契約に対応する潜在的負債は、分析が取得者の観点から行われるので、連結流入時に認識されねばならない。この点で、連結計算書類委員会案と同一である。

(3) リストラ費用

既述のとおり、連結計算書類委員会では積極説と消極説に意見が分かれ、結論が出なかった。

積極説は、取得側企業の取得プロジェクトの中に被取得企業のリストラが当初から組み込まれている場合、これらリストラに係る費用を、取得時の資本連結において被取得企業の危険・費用引当金（リストラ引当金）として計上できるという考え方である。引当金の相手勘定である取得差額部

分は4年または5年にわたり償却される。つまり、リストラ費用が被取得企業株式の取得原価の一部をなし、当該企業の識別可能負債とされる。

企業セクションの審議では、大多数の委員が積極説を批判した。すなわち、

- ・被取得企業のリストラ引当金の計上により、その相手勘定となる取得差額部分はその残余の性質のもでなくなる。これは取得差額の定義と矛盾するものである。
- ・無形資産の認識と割当ての後に、取得差額がゼロである場合、親会社は目的のなくなった引当金（例えば、当初予定のリストラが実現されなかった）の取崩しを会計処理するのが難しくなる。

企業セクションが最終的に採用した処理は消極説である。すなわち、

- ・取得により、取得者側グループにおいて生ずるリストラ費用は取得に特有の費用として、最大5年の短期間にわたり繰り延べ処理する。特に、事業の整理・統合などに係るリストラ費用は、被取得企業における引当金として計上できない。
- ・被取得企業に係るリストラが取得企業による支配獲得前から被取得企業内で策定されている場合、または取得とは独立した動機を有する場合、それら費用は、被取得企業の負債（引当金）として認識される。

また、リストラ引当金がすでに被取得企業のB/Sに計上された場合には、他の危険・費用引当金と同様に被取得企業の全体的評価において考慮し、被取得企業の負債として処理される。この場合、引当金は、取得がなくても計上されているからである。

さらに、リストラ引当金は、できる限り公正に評価されねばならない。それを取崩す場合、当該取崩し額は取得差額に関係させる。

「企業セクション」の考え方は、事業の整理・統合の場合など、リストラ費用が取得に結びついているとき、当該整理・統合に係る経営者の意思決定が会計上の取扱いにより影響されてはならないという考え方である。

(4) 正の取得差額

企業セクションは、取得差額に資産性があると考えている。従って、取得企業は取得差額を資産として計上し、被取得企業の全体的収益性の計算にあたって考慮した期間に応じて規則的償却を行う。償却が不十分と見られる場合には、減価を認識する必要性が指摘される。また、複数の委員は、市場シェアなど一定の無形要素の認識問題が、新たに議論されねばならないと考えている。

正の取得差額に関して、企業セクションは、1990年1月のCNC意見書の考え方にに基づき、プラン・コンタブルの連結規定を改正することを表明した。また、取得差額の自己資本への直接的計上に関する研究を連結計算書類委員会に委任した。

[未完]

[注記]

- (1) Conseil National de la Comptabilité (CNC), Consolidation des Comptes: Méthodologie, *Plan Comptable Général* 1982.
- (2) この点については、拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和(15)」『経営志林』第45巻第1号(2008年4月)を参照されたい。
- (3) 例えば、前出拙稿のBSNおよびルイビトン・モエエネシー(LVMH)グループの分析を参照。
- (4) さらに、IASC概念フレームワークは、「経済的利益が数期間にわたり期待されるとき、かつ収益との繋がりが曖昧な形または間接的な形でしか決定されないとき、費用は規則的かつ合理的な配分手続に基づき損益計算書に計上される」(International Accounting Standard Committee (IASC), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989, para. 96.) ことを明確にしている。
- (5) Delesalle, F., Suivi comptable des écarts d'évaluation et de l'écart d'acquisition, *Pratique françaises, étrangères et internationales*, 1^{ère} partie, *Économie et Comptabilité*, n°180, Septembre 1992, pp. 7-8の議論を参照。
- (6) *Ibid.*
- (7) Bartolucci, S., Comptes consolidés: Du goodwill à l'écart d'acquisition, *Revue Française de Comptabilité*, n°196, Janvier 1988, pp. 33-40.

- (8) Commission des Opérations de Bourse (COB), *Bulletin mensuel* n°210, Janvier 1988, pp.3-4.
- (9) CNC 意見書第33号は、連結計算書類に係る1985年1月3日法律の適用初年度において、評価方法の変更の影響を連結剰余金および少数株主持分に直接賦課する処理を定めたものである (Avis N° 33 relatif aux règles comptables applicables en cas de changement de méthode d'évaluation lors de la première application de la loi N°85-11 du janvier 1985 relative aux comptes consolidés de certaines sociétés commerciales et entreprises publiques, Conseil National de la Comptabilité, *Études et Documents 1982-1988*, Ministère de l'Économie et des Finances, p.53.)。
- (10) Simons, P., Giroud, A., Écarts d'acquisition en consolidation: peut-on les imputer sur capitaux propres?, *Revue Française de Comptabilité*, n°195, Novembre 1988. pp.38-42.
- (11) COB, *22^e Rapport 1989*, pp.114-116.
- (12) COB, *23^e Rapport 1990*, pp.131-132.
- (13) Denis J., Le traitement comptable de l'écart de première consolidation dans les comptes 1990, *Économie et Comptabilité*, n°178, mars 1992, pp.37-39の議論を参照。
- (14) Delesalle, F., *op. cit.* pp.3-11の議論を参照。
- (15) COB, *27^e Rapport 1994*, pp.157-160.
- (16) CNC, *Bulletin trimestre*, 1^{er}trimestre, n°94, 1993, p.5.
- (17) CNC, *Bulletin trimestre*, 3^etrimestre, n°96, 1993, pp.11-12.
- (18) 金融固定資産以外の固定資産については、その現在価値が棚卸価値を著しく下回ると判断されない限り、帳簿価値が棚卸価値として採用される。これにより一般に有形固定資産は簿価で計上され、実務上大きな問題は生じない。
- (19) Mémento Pratique Francis Lefebvre, *Comptable 1991*, 1990, p.440.
- (20) CNC, *Bulletin trimestre*, 4^etrimestre, n°97, 1993, pp.20-21.
- (21) PCG には全面時価評価法が規定されている (CNC, Consolidation des Comptes: Méthodologie, *Plan Comptable Général 1982*, p. II.145.)。
- (22) CNC, *Bulletin trimestre*, 2^etrimestre, n°99, 1994, pp.6-10.
- (23) CNC, *Bulletin trimestre*, 1^{er}trimestre, n°102, 1995, pp.34-37.